

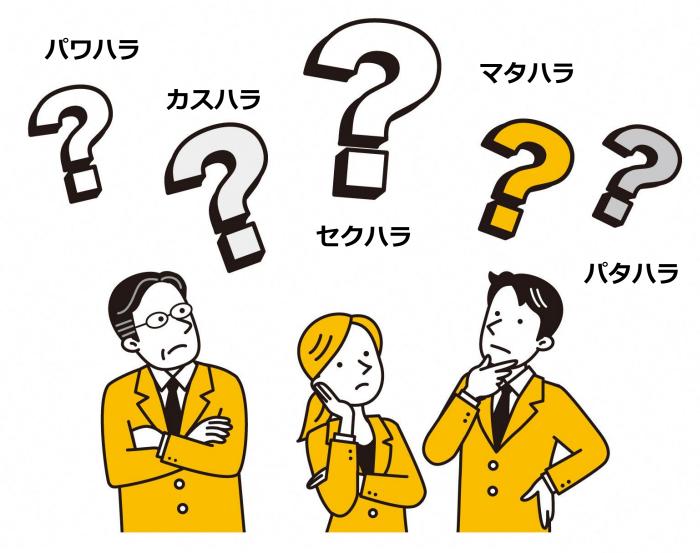


12月は

職場のハラスメント相談強化月間

職場のハラスメントで、悩んでいませんか? かながわ労働センターでは、働いている人、雇っている人からの ハラスメントに関する相談に応じています。

※パワハラへの対策がすべての事業主の義務になりました。



弁護士による特別労働相談会・街頭労働相談・ セミナーを開催します。詳細は裏面をご覧ください。



弁護士による特別労働相談会 ※

日 程		相談時間	会 場	予 約
12月	2日(月)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター湘南支所	湘南支所
	3日(火)	14:00 ~ 17:00	イオンモール大和 (街頭労働相談)	県央支所
	10日(火)	16:30 ~ 19:30	かながわ労働センター本所	本所
	12日(木)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター川崎支所	川崎支所
	22日(日)	13:30 ~ 16:30	かながわ労働センター本所	本所



※ 予約は、平日の8:30から12:00、13:00から17:15までにお願いします。 予約受付時に職員が相談の概略をお伺いします。

会場が労働センターの場合は、電話での相談にも応じます。

上記以外にも相談できる日があります。詳細はお問い合わせください。

街頭労働相談(予約不要)

駅やショッピングセンター等で 労働相談をお受けします。

詳しくは こちらから







セミナー(受講料無料・要予約)

職場のハラスメントや その他労働問題に関する課題等をテーマに 各地で開催します。

詳しくは こちらから





予約・問合せ・労働相談は、かながわ労働センターへ

本 所: 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階 045-633-6110(代)

川崎支所:川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階 044-833-3141 **県央支所**:厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3 号館 2 階 046-296-7311

湘南支所: 平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎別館 0463-22-2711(代)